

Weekly Report

第549日号
令和2年4月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

緊急経済対策における税制上の措置

今月7日に公表された緊急経済対策における主な税制上の措置（国税）は、以下のとおりです（施行は関係法案の成立等が前提）。

◎納税猶予の特例……本年2月以後、一定期間（1ヶ月以上）の売上が前年同期比概ね20%以上減少した事業者について、無担保かつ延滞税なしで1年間の納税を猶予します。基本的に全ての税目が対象となり、社会保険料も同様に取り扱いします。

◎欠損金の繰戻し還付の特例……現行、資本金1億円以下の中小企業が適用できる欠損金の繰戻し還付について、資本金10億円以下の企業にも適用します。

◎テレワーク等の設備投資税制……中小企業者等が特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は10%（資本金3千万円超は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制を拡充し、テレワーク等の設備の取得等をした場合も対象にします。

◎中止等したイベントに係る寄附金控除の適用……中止等した文化芸術・スポーツに係るイベ

ントの入場料について、観客等が払戻請求権を放棄した金額（20万円が上限）を寄附金控除の対象とします。

◎住宅ローン控除の適用要件の弾力化……消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、住宅ローン減税の控除期間が13年間となる特例措置について、新型コロナの影響で本年12月末までに入居できない場合でも、一定の期日（新築は本年9月末、それ以外は本年11月末）までに契約を行っており、令和3年12月末までに入居すれば、対象となります。

◎特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税……新型コロナの影響を受けた事業者に対する金融機関の特別貸付けに係る契約書は印紙税を非課税とします。

売上げが大幅減の事業主に対する給付金の創設

緊急経済対策では、資金繰り支援の更なる拡充のほか、事業主に対する「持続化給付金」の創設が盛り込まれ、注目されています（補正予算案の成立が前提であり、詳細は決定していません）。

持続化給付金は、新型コロナの影響で売上が前年同月比50%以上減少した事業者（資本金10億円以上の企業を除く）を対象に、昨年の売上からの減少分を給付額（法人は200万円、個人事業者は100万円が上限額）として支給する制度です。

申請の受付は補正予算成立後となり、基本的にWeb上での申請となる予定です。なお、申請にあたりGビズID（複数のオンライン行政手続きで利用可能な共通アカウント）の取得は不要です。

中小再生支援協議会によるリスケ計画支援

中小企業の事業再生を支援する公的機関として47都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、新型コロナの影響を受けた中小企業者に対して、金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を行います。

これは、* 既往債務の支払いに悩む中小企業に代わり、一括して1年間の元金返済猶予を要請する、* 金融機関と作成する資金繰り計画の策定を支援し、新規融資を含めた金融機関調整を行う、などを実施するものです（費用は原則不要）。